

令和3年1月8日
中小企業庁
財務省
厚生労働省
農林水産省

株式会社日本政策金融公庫

緊急事態宣言を踏まえた資金繰りの支援等について

貴公庫におかれましては、日頃より、中小企業・小規模事業者及び農林漁業者（以下「中小企業・小規模事業者等」という。）に対するきめ細かい配慮を行っていただいているものと承知してはいますが、足下の新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた緊急事態宣言が発出されたことも踏まえ、下記の点に努めることを、緊急事態宣言が発出に併せた政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資の要件緩和（売上減少要件について、直近一ヶ月に加え、直近二週間以上の売上減少実績があれば対象とする）も含め、本店・各支店及び各代理店に対して周知徹底いただきますよう、対応方よろしくお願いいたします。

記

1. 中小企業・小規模事業者等への資金繰り支援について、他の金融機関との連携・協力を努めながら、迅速かつ積極的に対応しつつ、可能な限り、個々の実情に応じた柔軟かつきめ細やかな対応を図るとともに、顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明を行うこと。また、手続きの簡素化等顧客の利便性向上に努めるとともに、審査に当たっては、現下の財務状況や過去の貸出条件の変更等の事象のみで判断するのではなく、事業者の経営実態や特性を十分に踏まえた判断を行うこと。
2. 緊急事態宣言の発出による影響により、中小企業・小規模事業者等の資金繰りに支

障が生じないように、新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資等に当たっては、中小企業・小規模事業者等への親身な対応、適時適切な貸出、担保徴求の弾力化、新型コロナウイルス感染症特別貸付等の借入の据置期間が到来する場合も含めた元本・金利の返済猶予等の既往債務の条件変更について、引き続き個別企業の実情に応じた最大限の配慮を行うこと。

3. 本部・支店の業務継続体制に万全を期するとともに、中小企業・小規模事業者等に対する資金繰り支援の窓口機能を継続する観点から、職員の感染防止のための取組（マスク着用など）、職員に感染者が発生した場合の迅速な初動対応（保健所等との連携、顧客対応体制の構築、感染者発生に関する公表）、速やかな支店の窓口機能の再開に向けた準備体制の構築（臨時休業時の代替店舗の確保、迅速な消毒対応、応援派遣職員の確保など）に万全を期すこと。

4. 中小企業・小規模事業者等に対する資金繰り支援の窓口における感染防止の観点から、郵便やインターネットによる融資申請の活用を含め、来店や対面での手続を必要最小限とする融資手続を整備することや、支店における感染防止（消毒液の設置など）や混雑緩和のための措置（待機スペースの確保など）を講ずることなど、「三つの密」を避けるための取組を徹底すること。また、職員の感染者が発生した場合には主務省に直ちに報告するなど、緊密かつ迅速な報告・連絡を行うこと。